

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）の一部改正について（概要）

【趣旨】

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとしており、現行の基本指針は、平成 21 年度から平成 23 年度までの第 2 期障害福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定めたものである。

今般、平成 22 年 12 月に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、当該基本指針を改正し、平成 24 年度から平成 26 年度までの第 3 期障害福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定めることとしたものである。

【主な改正内容】

1 改正障害者基本法を踏まえた規定の整備【第一の一関連】

平成 23 年 7 月に成立した障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 90 号）による障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の目的規定の改正内容について、障害福祉計画の基本的理念の中に盛り込む。

2 整備法による障害者自立支援法の改正を踏まえた規定の整備

（1） 相談支援体制の充実・強化【第一の三関連】

相談支援体制の充実・強化を図るため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置や、障害者への支援体制に関する課題について情報共有し、関係機関等の連携を図る自立支援協議会の具体的な機能や在り方を明確化する。

（2） 障害福祉計画の作成のための体制の整備【第二の一の 3 関連】

市町村及び都道府県が障害福祉計画を作成するに当たり、自立支援協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされたことを踏まえ、同協議会を活用することとする。

3 地域主権改革を踏まえた規定の整備【第二の一の6、第二の二及び三、第二の四の4 関連】

地域主権改革において、平成24年4月1日以降は、市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合に、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる義務が努力義務となったが、できる限り地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが望ましい旨明確化する。

また、今般改正により、平成24年4月1日以降に障害福祉計画を定め、又は変更する場合、これまで障害福祉計画に定める事項だったものが定めるよう努めなければならない事項になったもの等について明確化するとともに、平成23年度中に作成する第3期障害福祉計画の作成に当たっては、従前のおりとする。

4 改正介護保険法等を踏まえた規定の整備【第二の三の3（一） 関連】

平成23年6月に成立した介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）を踏まえ、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めることを明確化する。

5 障害者虐待防止法の成立を踏まえた規定の整備【第二の三の3（三） 関連】

平成23年6月に成立した障害者虐待防止法（平成23年法律第79号）を踏まえ、都道府県障害者権利擁護センター、市町村障害者虐待防止センターを中心として虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むこと等の規定を盛り込むものとする。

6 障害福祉計画の作成に係る平成26年度の数値目標設定【第二の一の2 関連】

（1） 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することとするとともに、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減することを基本とする。

また、施設入所者数の設定に当たっては、改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた18歳以上の者であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。

（2） 入院中の精神障害者の地域生活への移行

都道府県は、平成24年度から平成26年度までの入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、1年未満入院者の平均退院率の目標値（平成26年度の平均退院率を平成20年6月30日の調査時点から7%相当分増加）及び65歳以上かつ5年以上入院していた者に関する目標値（平成26年度の退院者数を直近の数から2割増加）を設定する。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち 2 割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成 26 年度末における就労継続支援事業利用者のうち 3 割以上の者が就労継続支援（A 型）事業を利用することを目指す。

なお、利用者数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

7 指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な見込み及び指定障害者支援施設の必要入所定員総数に関する留意事項【第二の二の 1（一）、第二の三の 1（一）、第二の三の 2 関連】

(1) 指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な見込み

指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援（B 型）及び施設入所支援の必要な見込量については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

(2) 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

必要入所定員総数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

8 その他

(1) 障害福祉計画の作成の時期【第二の四の 1 関連】

第 3 期障害福祉計画は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間ににおける指定障害福祉サービス等の量の見込み等について定めるものであることから、平成 23 年度中に作成することが必要である。

(2) 東日本大震災により甚大な被害を受けた被災市町村等に対する特例【第二の四の 1 関連】

東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村及び都道府県（以下「被災市町村等」という。）においては、障害者等の実態把握のための十分な体制の整備及び障害福祉計画の作成に向けた準備作業が困難な場合があるため、被災市町村等の実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする（詳細は別紙参照）。

(3) 障害児支援のための計画的な基盤整備

整備法による児童福祉法の改正により障害児支援が強化されたことも踏まえ、都道府県及び市町村は、障害福祉計画の作成に併せて、指定障害児通所支援事業者等の整備方針等障害児支援に係る方針を策定することが望ましい旨明確化する。

その他平成 23 年度末を期限とする新体系への移行や障害福祉計画の計画期間等に関する所要の規定の整備等を行う。

東日本大震災により甚大な被害を受けた被災市町村等に対する特例

標記については、改正後の「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）により、【第二の四の1】において、「東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村及び都道府県（以下「被災市町村等」という。）においては、障害者等の実態把握のための十分な体制の整備及び障害福祉計画の作成に向けた準備作業が困難な場合があるため、被災市町村等の実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする。」としており、その具体的な内容については、次のとおりとする。

1. 策定困難な市町村及び都道府県の範囲

障害福祉計画については、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）において策定することが義務付けられているものであるが、被災市町村等においては、直ちに第3期障害福祉計画の策定を行うことが困難と考えられることから、今般、特例的に弾力的な取扱いを認めるものである。

弾力的な取扱いが認められる区域については、原則として、特に被害の甚大であった岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災3県」という。）並びにその管内の市町村に限ることとし、弾力的な取扱いを行う市町村は被災3県に、当該被災3県は厚生労働省に報告することとする。

2. 策定困難な市町村での弾力的な取扱い

策定困難な市町村においては、サービス見込量等を過去の傾向を基に見込む方法、第2期障害福祉計画の内容を変更せず、第3期障害福祉計画と置き換える方法などにより、暫定的な第3期障害福祉計画とすることなどが考えられるが、いずれの場合においても策定可能となった時点でこの暫定的な第3期障害福祉計画を変更することとする。

また上記の方法以外にも第2期障害福祉計画を平成24年4月1日から平成27年3月30日までの間で市町村が定める日まで延長する方法が考えられる。ただし、この場合においては、平成27年3月31日までの第3期障害福祉計画期間内に、上記の弾力的な方法などにより、第3期障害福祉計画を策定する必要がある点に留意されたい。

3. 策定困難な被災3県での弾力的な取扱い

第3期障害福祉計画期間のうち、管内の全ての市町村が策定できるようになるまでの間は、策定困難な市町村の暫定的な第3期障害福祉計画のサービス見込量などを含めて集計したものなどを被災3県の第3期障害福祉計画のサービス見込量などとする。こととする。

また、この集計に当たっては、第2期障害福祉計画を延長した市町村のサービス見込量などについて、平成21年度から平成23年度までの分をそのまま平成24年度から平成26年度までの分と置き換えるなどして被災3県の第3期障害福祉計画の集計に加えることや、第3期障害福祉計画より新たに見込むこととなる地域相談支援や計画相談支援などについては策定困難な市町村の分は集計に加えないことなどにより、弾力的に取り扱われたい。

また、指定障害者支援施設の入所定員総数や生活介護等の特定障害福祉サービスの見込量については、総量規制の対象となっているが、その適用に当たっては地域の実情に応じて適切に取扱い願いたい。